

NEWS RELEASE



国土交通省

近畿運輸局 大阪運輸支局

【問い合わせ先】

・近畿運輸局大阪運輸支局 監査部門
(釈迦戸、藤林)

(電話) 072-822-5254

令和4年10月20日

高速バス事業者に対する警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（高速バス事業者）に対して、監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名 : アルピコ交通株式会社 (法人番号 : 1100001014104)

事業者住所 : 長野県松本市井川城2丁目1番1号

代表者 : 代表取締役 小林 史成

営業所名 : 大阪営業所

(大阪府大阪市大正区北恩加島1丁目7番17号)

2. 監査の実施日 令和4年7月29日

3. 監査の端緒

令和4年6月27日(月)「池袋駅東口」22時00分発「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」行の高速バスにおいて、令和4年6月28日(火)6時13分頃、名神茨木バス停へ入線の際、誤って料金所ゲートへ向かい手前で一旦停止した。その後改めてバス停レーンへ入線するため、高速道路上で後退をした事案が発生したとして、当該事業者から報告があったため。

4. 警告の内容

令和4年10月20日付け、近畿運輸局長名による警告

【確認された違反内容及び違反条項】

・乗務員に対する指導監督の一部不適切(初違反)

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

配布先

青灯クラブ

陸運記者会(ハイタク)